

固定資産税の評価替え

税務課 内線215・216

平成15年度は、3年ごとに行われる土地・家屋の評価替えの年です。評価替えに当たり、法改正や固定資産税の評価基準が見直されました。

固定資産の評価替えとは

固定資産税は固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。評価替えとは、3年ごとに土地と家屋の評価額を見直す制度のことを見直さずをいいます。



平成15年度からの主な改正点

◎審査申出期間の延長および変更します

審査申出期間がこれまでの納税通知書の交付を受けた日から以後30日までから、受けた日から後60日まで期間が延長されます。

また、縦覧および閲覧ができるようになる4月1日以後も審査の申し出ができるようになります。



◎土地評価基準を一部見直します

土地を路線価にて評価している宅地や宅地と同じような評価を行っている土地のうち、高圧線下にある土地や水路に挟まれている土地、私道などの評価について、見直しが行われます。

◎特別土地保有税の課税が停止されます

特別土地保有税の新たな課税が停止されます。ただし、徴収

猶予になっているものについては除きます。
※いずれも詳しくは税務課土地係にお尋ねください。

土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成15年度から、これまでの固定資産課税台帳による縦覧から、土地および家屋価格等縦覧帳簿による縦覧に変わります。このことにより、自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格との比較ができるようになります。詳しくは左記のとおりです。

	変更前	変更後
縦覧の種類	固定資産課税台帳	① 土地価格等縦覧帳簿 ② 家屋価格等縦覧帳簿
記載内容	土地・家屋の価格などのほか、その土地・家屋の所有者の住所・氏名まで記載されています。	土地・家屋の価格などは記載されていますが、これまでと違い、 所有者の氏名・住所は記載されていません。
写しの交付	1枚300円(ただし、印鑑が必要)各連絡所でも交付することができます。	縦覧については、無料。写しの交付については行いません。

土地の縦覧帳簿については土地の固定資産税納税義務者、家屋の縦覧帳簿については家屋の固定資産税納税義務者に限り縦

覧することができます。(免税点未満の場合は縦覧対象外となります。)

■期間

4月1日(火)～4月30日(水)
午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日を除く)

■場所

税務課(市役所西館1階)

■縦覧できる人

市へ固定資産税を納税している人

土地価格等縦覧帳簿

市へ土地の固定資産税を納税している人

家屋価格等縦覧帳簿

市へ家屋の固定資産税を納税している人

*納税義務者でない場合または法人の場合は、納税義務者の委任状が必要です。

■持ち物

自己の納税通知書、課税明細書あるいは身分を証するもの(運転免許証、健康保健証など)

■手数料

無料(写しの交付は行いません)

固定資産課税台帳の縦覧

平成15年から固定資産課税台帳の縦覧が、納税義務者のほか

に、借地人・借家人でもできるようにになりました。ただし、関係する土地・家屋のみが対象となり、縦覧時には身分を証するもののほかに、賃貸借契約書など権利関係のわかるものを提示していただくこととなります。

■閲覧時間

市役所開庁日の
午前8時30分～午後5時

■場所

税務課(市役所西館1階)

■持ち物

自己の納税通知書、課税明細書あるいは身分を証するもの(運転免許証、健康保健証など)

賃貸借契約書など(借地人・借家人の場合)

■手数料

1枚につき200円(写しの交付は1枚につき300円) ※ただし、縦覧期間中は縦覧のみ無料となります。

平成15年度 固定資産税・都市計画税の納期限

- 第1期・全期前納・4月30日(水)
- 第2期・・・7月31日(木)
- 第3期・・・12月25日(木)
- 第4期・平成16年3月1日(月)